

# 剣道称号段級位審査規則

令和3年3月13日制定  
一般財団法人茨城県剣道連盟

## 第1章 総則

(目的)

第1条 一般財団法人茨城県剣道連盟（以下「茨剣連」という。）定款第4条第1項第3号に規定する剣道に関する称号、段位の推薦及び段級位の審査は、全日本剣道連盟(以下「全剣連」という。)剣道称号段級位審査規則、同細則及び同実施要領によるもののほか、この規則による。

## 第2章 称号の審査

(称号受審者の推薦)

第2条 全剣連剣道称号段級位審査規則第11条第1項第1号、第2号及び同条第2項に規定する茨剣連会長が行う受審者の推薦は、茨剣連が行う称号受審者講習会を受講した者とする。但し、次のいずれかに該当する者は、講習会を受講したものとみなす。

- (1) 錬士は、全剣連が行う社会体育指導者資格中級、教士は同資格上級の認定を受けた者
- (2) 全剣連及び茨剣連が行う、講習会又は研修会を過去2年以内に2回以上受講した者

## 第3章 段位の審査

(段位審査)

第3条 初段から五段までの審査は、全剣連剣道称号段級位審査規則第16条の規定に基づき、茨剣連が行う。但し、初段から三段までの審査は、地区（市）職域剣道連盟(以下「地区剣連等」という。)が主管して行う。

(審査員選考委員会)

第4条 全剣連剣道称号・段級位審査規則第4条の規定に基づき、審査員選考委員会を設置する。審査員選考委員会は、原則、理事又はこれに準ずる者2人、範士2人及び学識経験者1人の合計5人をもって組織するものとする。

- 2 審査員選考委員会は、段位審査会の審査員を選考するほか、茨剣連会長の諮問に答えるものとする。